

保存期間 10年
法務省管在第2027号
平成15年 3月31日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 増田 暢也

構造改革特別区域法に基づく出入国管理及び難民認定法の特例措置及び構造改革特別区域基本方針別表に定める特定事業の実施に伴う事務取扱いについて（通達）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）別表において法律に基づく規制の特例措置の適用を受ける事業の一つとして「外国人研究者受入れ促進事業」が規定されているところ、地方公共団体が設定する構造改革特別区域（以下「特区」という。）において当該事業が導入される場合には出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の適用の特例が認められることとなります。

さらに、特区法第3条第1項に基づき閣議決定された構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日決定。以下「特区基本方針」という。）においては、当局が特例措置を講ずるものとして上記外国人研究者受入れ促進事業のほか「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」及び「特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業」が定められています。

については、地方公共団体において外国人に係る上記の事業が導入された場合における入国・在留審査事務の取扱いは下記のとおりとし、同取扱いを4月1日から実施することとするので通達します。

なお、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

記

第1 外国人研究者受入れ促進事業

特区法に基づく入管法の特例措置である外国人研究者受入れ促進事業(注)により入国・在留する外国人に係る在留資格及び在留期間の決定、指定する活動、在留資格認定証明書交付申請等の際の立証資料等については次のとおりとする。

(注)1 当該事業の詳細については、2月5日付け参事官事務連絡「構造改

革特別区域法における入管法の特例措置の解説の送付について」(以下「参事官事務連絡」という。)を参照のこと。

- 2 地方公共団体が当該事業を内容とする特区を設定するに当たっては、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画(以下「特区計画」という。)を申請し、当該申請を受けた内閣総理大臣は、法務大臣の同意を得るなどして、当該特区計画を認定することとなっていることから、認定された内容等については、本省から地方入国管理局長あて通知する。

1 在留資格及び在留期間の決定について

外国人研究者受入れ促進事業により受け入れられる外国人研究者等の行う活動については、特区法第15条第1項において特定研究活動、特定研究事業活動及び特定家族滞在活動の三つが規定されているところ(注)、これらの活動を行う外国人に対して決定する在留資格及び在留期間は次のとおりとする。

(注) 特定研究活動、特定研究事業活動及び特定家族滞在活動の詳細については、参事官事務連絡を参照のこと。

(1) 在留資格

特定研究活動、特定研究事業活動又は特定家族滞在活動を行う外国人に対して決定する在留資格は、いずれも「特定活動」とする。

(2) 在留期間

法務省関係構造改革特別区域法施行規則(平成15年法務省令第22号)第2条で規定する在留期間の適用については次のとおりとする。

ア 特定研究活動又は特定研究事業活動を行う外国人に対して決定する在留期間は、一律に「5年」とする。

イ 特定家族滞在活動を行う外国人に対して決定する在留期間は、在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請又は在留資格取得許可申請の際に、

扶養者の在留期間が満了日まで4年以上の場合は「5年」

扶養者の在留期間が満了日まで3年以上4年未満の場合は「4年」

扶養者の在留期間が満了日まで2年以上3年未満の場合は「3年」

扶養者の在留期間が満了日まで1年以上2年未満の場合は「2年」

扶養者の在留期間が満了日まで1年未満の場合は「1年」

とする。

2 立証資料について

特定研究活動、特定研究事業活動又は特定家族滞在活動の活動を行おうと

する外国人に係る在留資格認定証明書交付申請，在留資格変更許可申請等の
際に提出を求める立証資料については次のとおりとする。

(1) 在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請の場合

ア 特定研究活動

(ア) 招へい機関の概要を明らかにする資料

(イ) 卒業証明書及び職歴その他経歴を証する文書

(ウ) 活動の内容，期間，地位及び報酬を証する文書

イ 特定研究事業活動

上記アの立証資料のほか，次に掲げる資料

(ア) 研究の成果を利用して行う事業を自ら経営することを予定している
場合

事業内容を明らかにする資料（事業計画書等）

(イ) 当面，研究活動に従事する場合

研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する意思を有しているこ
とを証する文書

ウ 特定家族滞在活動

(ア) 扶養者との身分関係を証する文書

(イ) 扶養者の外国人登録証明書又は旅券の写し

(ウ) 扶養者の職業及び収入を証する文書

(2) 在留期間更新許可申請の場合

ア 特定研究活動

(ア) 活動の内容，期間，地位及び報酬を証する文書

(イ) 年間の収入及び納税額を証する文書

イ 特定研究事業活動

上記アの立証資料のほか，次に掲げる資料

(ア) 研究の成果を利用して行う事業を自ら経営している場合
経営する企業の損益計算書の写し

(イ) 申請時に研究活動に従事している場合

研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する意思を有しているこ
とを証する文書

ウ 特定家族滞在活動

(ア) 扶養者との身分関係を証する文書

(イ) 扶養者の外国人登録証明書又は旅券の写し

(ウ) 扶養者の職業及び収入を証する文書

(3) 在留資格取得許可申請の場合

特定家族滞在活動(注)

上記(1)のウに同じ。

(注) 特区法第15条第5項において在留資格取得許可申請に係る特例が適用されるのは特定家族滞在活動のみである。

第2 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業及び永住許可弾力化事業

1 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

(1) 地方公共団体が、次のいずれにも適合すると認めて特区法附則第3条に規定する措置(特区基本方針2.(6)。以下2(1)において同じ。)に基づく内閣総理大臣による特区計画の認定を申請し、その認定を受けたときは、特区内における当該特区の特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請を優先処理する特例措置を講ずることとし、当該特例を受ける事業の名称を「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」とする。

ア 本事業が単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。

イ 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。

ウ 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動内容が、特区計画において明示されていること。

(注) 1 特定事業とは、地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業である。

2 関連事業とは、特定事業に関連する事業として、特区計画に記載された事業をいう。

3 外国人の入国・在留諸申請優先処理事業を含む特区計画が認定された場合には、当該特区計画を本省から地方入国管理局長・支局長あて通知する。

(2) 本特例措置の対象者及び措置の内容については次のとおりとする。

ア 対象者

(ア) 「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」を実施する特区として内閣総理大臣が認定した特区内において、当該特区

の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人

(1) (ア) の扶養を受ける家族である外国人

イ 措置の内容

(ア) 地方入国管理局，同支局及びこれらの出張所（空・海港のみを分担する支局及び出張所を除く。）においては，上記アの者に係る専用の申請窓口を設ける。

新たに特区専用の窓口を設けることが困難な場合には，既存の申請窓口を併用することとして差し支えないが，特区に係る外国人のための申請窓口であることが明確になるよう，表示板等を設置する。

（例）構造改革特別区域関係申請窓口

(イ) 上記アの者に係る在留資格認定証明書交付申請，資格外活動許可申請，在留資格変更許可申請，在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請があった場合は，上記(ア)の申請窓口において，速やかにこれを受理する。

(ウ) (イ) で受理した案件については，特に迅速な審査が行われるように，他の案件と区別して優先的に処理する。

2 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業

(1) 地方公共団体が，次のいずれにも適合すると認めて特区法附則第3条に規定する措置に基づく内閣総理大臣による特区計画の認定を申請し，その認定を受けたときは，特区内において，当該特区の特定事業等に係る外国人であって，これらの事業において我が国への貢献があると認められる者について，永住許可の要件のうち，必要な在留実績を短縮する特例措置を講ずることとし，当該特例を受ける事業の名称を「特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業」とする。

ア 本事業が単独で行われるものではなく，他の特定事業と併せて実施されるものであること。

イ 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が，これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。

ウ 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称，実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称，所在地及び当該活動内容が，特区計画において明示されていること。

(注) 1 特定事業又はその関連事業については，上記1(1)の(注)1及び2を参照のこと。

- 2 外国人の永住許可弾力化事業を含む特区計画が認定された場合には、当該特区計画を本省から地方入国管理局長・支局長あて通知する。
- (2) 本特例措置の対象者及び措置の内容については次のとおりとする。

ア 対象者

「特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業」を実施する特区として内閣総理大臣が認定した特区内において、当該特区の特定事業又はその関連事業において我が国への貢献があると認められる外国人

イ 措置の内容

(ア) 上記アの者については、「入国・在留審査要領」第5編第2章第24節第1の2(6)に当たるものとし、必要な在留実績については、引き続き3年以上本邦に在留していることで足りるものとする。

(イ) 上記アの者に係る永住許可申請に際しては、「入国・在留審査要領」第5編第2章第24節第2に定める資料の提出を要するところ、同第2の1(2)については、当該申請人に係る当該特定事業又はその関連事業における業績及び我が国への貢献度が明らかになる資料を提出させる。

(ウ) 本省への進達については、個別に行うものとする。

本信写し送付先 入国者収容所長